令和5年議案第4号

令和5年度休業日について

江南市立学校管理規則(昭和34年教育委員会規則第1号)第6条第2項の規定に基づき、令和5年度休業日を下記のとおり定めるものとする。

令和5年2月1日提出

江南市教育委員会 教育長 村 良弘

記

	小学校	中学校	
学年始	4月 1日(土)から4月 5日(水)	4月 1日(土)から4月 6日(木)	
夏季	7月21日(金)から8月31日(木)	7月21日(金)から8月31日(木)	
冬季	12月24日(日)から1月 6日(土)	12月24日(日)から1月 6日(土)	
学年末	3月25日(月)から3月31日(日)	3月25日(月)から3月31日(日)	

提案理由

この案を提出するのは、令和5年度休業日を定める必要があるからであります。

●江南市立学校管理規則(抜粋)

(学期及び休業日)

- 第6条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する学校の学期は、 次のとおりとする。
 - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 学年始 4月1日から入学式の日の前日まで
- (2) 夏季 7月21日から8月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (3) 冬季 12月24日から翌年1月6日までの間において教育委員会が定める期間
- (4) 学年末 3月25日から3月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める日

●令和5年度入学式等儀式の日程

儀式等	小学校	中学校
入学式	4月 6日 (木)	4月 7日 (金)
1学期 始業式	4月 7日 (金)	4月 7日 (金)
1学期 終業式	7月20日 (木)	7月20日 (木)
2 学期 始業式	9月 1日 (金)	9月 1日 (金)
2 学期 終業式	12月22日 (金)	12月22日 (金)
3学期 始業式	1月 9日 (火)	1月 9日 (火)
卒業式	3月19日 (火)	3月 6日 (水)
修了式	3月22日 (金)	3月22日 (金)

令和5年議案第5号

江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条 例施行規則の一部改正について

江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施 行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月1日提出

江南市教育委員会 教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、押印廃止に伴う様式の一部改正をする必要があるからであります。

江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(案)

江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施 行規則(平成14年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第3から様式第17まで、様式第19、様式第20及び様式第22から様式第24までの規定中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の江南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

令和5年議案第6号

「食育イベント「こだわりん おそとのフードマーケット」」の後援名義 使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、 江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和5年2月1日提出

江南市教育委員会 教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。